平成２９年（フ）第３５号
鹿児島県南九州市知覧町郡5995番地（特公賃本町２号）
債務者　森崎健太郎
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３７号
鹿児島県南さつま市笠沙町赤生木1065番地
債務者　塩屋　博文
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第７６３８号
東京都江東区新砂１丁目13―13　新潟運輸㈱東京支店
債務者　秋山　健吾
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６４６号
東京都渋谷区上原１丁目23―５―203
債務者　長澤　　涼
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９０号
東京都豊島区千早３丁目10―10―202
債務者　原田　陽弘
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９４号
東京都江東区辰巳１丁目８―28―402
債務者　前出　光子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９５号
東京都葛飾区堀切５丁目８―１―202
債務者　成井かおり
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９７号
東京都国分寺市本町２丁目２―11―101
債務者　牧野　理美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９８号
東京都江東区清澄１丁目４―７―801
債務者　佐藤　　優（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６９９号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目９―21―101
債務者　榎本　敦史
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７０１号
東京都中野区東中野２丁目28―12―204
債務者　本田　祥大
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７０２号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目25―22―203
債務者　黒澤　寛子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７０９号
東京都葛飾区金町５丁目31―35―203
債務者　荻原　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７１２号
東京都立川市幸町２丁目２―３　西けやき台団地　９棟103
債務者　小島　菜々
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７１４号
東京都品川区東中延２丁目４―15―103
債務者　菊川　樹梨
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７１５号
東京都大田区田園調布本町45―７―406
債務者　佐藤　昭和
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部